

大気常時監視測定局舎（横町局）修繕仕様書

宮古市横町における大気常時監視測定局舎修繕業務は、この仕様書に定めるところにより実施するものとする。

1 対象局舎

大気常時監視測定局 横町局（宮古市横町5-1、宮古市立宮古小学校敷地内）

2 一般事項

- (1) 修繕業務に要する道具類及び材料は、受託者（以下「乙」という。）が調達の上持参すること。
- (2) 修繕業務の実施に当たっては、委託者（以下「甲」という。）の業務運営に十分配慮し、事前に以下のとおり打ち合わせ及び報告を行うこと。
 - ア 修繕業務に係る手順や使用する資材等について、乙は甲と事前に打ち合わせを行い、了承を得ること。
 - イ 修繕業務の遂行にあたり業務責任者をおくこと。
 - ウ 作業従事者は各作業とも複数名とし、乙は従事内容を記載した名簿を甲に提出すること。
 - エ 乙は作業日程を甲に提出すること。
- (3) 修繕業務により発見された不具合箇所の対応については別途協議するものとする。

3 業務の内容

- (1) 既存の局舎の床を撤去し、新たな床材を設置する。
 - ア 床面積は2,900mm×2,400mmとする。
 - イ 床材は、下から断熱材（押出し発泡ポリスチレン）→床下地→塩化ビニルシートの構造とする。床下地について木材を使用する場合は防腐防水処理を行うこと。
 - ウ 床材の厚さは、断熱材30～50mm、床下地10～15mm、塩化ビニルシート2.5～4.0mmとする。
なお、断熱材・床下地・塩化ビニルシートを合わせた床の高さは修繕前の高さと同じとすること。
 - (2) 局舎屋根のシーリングを打ち直す（幅10mm、延べ長さ13,000mm）。シーリング剤は外装向けで対候性があるもの（変成シリコン系等）を使用すること。
- ※3(1)(2)は建築物の新築・改築・修繕等に係る業務の実績を有し、現在もその業を行っている者が行うこと。
- (3) 工事開始時に局舎内に設置されている大気自動測定機及びテレメータ等の機器を搬出し、新たな床材設置後に搬入する。
 - ア 大気自動測定機及びテレメータ等の機器を各機器のマニュアルに沿って停止させ、配線を外す。
 - イ 局舎から宮古保健福祉環境センター 試験検査室（宮古市五月町1-20 宮古地区合同庁舎2階）に移動する。
 - ウ 新たな床材設置後、イの場所から局舎に搬入し配線する。
- ※3(3)は大気自動測定機の操作等を熟知したメーカーの技術員、もしくは大気自動測定機の保守

点検に係る業務の実績を有し、現在もその業を行っている者が行うこと。

(4) 石綿事前調査結果の報告

当該局舎は平成 23 年 9 月組立、同年 11 月に設置されたものであり、石綿は含まれていないと判断される。本修繕業務が大気汚染防止法施行規則（昭和 46 年厚生省・通商産業省令第 1 号）第 16 条の 11 の要件に該当することとなった場合、石綿事前調査結果報告システムに必要事項を入力し、報告すること。

4 業務期間

契約日から令和 6 年 12 月 20 日までの間に完了すること。

なお、大気自動測定機の欠測期間は 14 日以内とすること。

5 その他

(1) 作業にあたっては、業務責任者が責任を持って管理・監督すること。また、学校敷地内のため児童の安全面に十分に配慮すること。

(2) 撤去した床材や資材の梱包材等は局舎周辺に放置せず、乙が持ち帰り処分すること。一時的に保管が必要な場合は事前に乙が甲と協議を行うこと。

(3) 発生した廃棄物は、廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和四十五年法律第百三十七号）に従い取り扱うこと。

(4) 乙は修繕作業完了後、速やかに修繕作業報告書を作成し、甲に提出すること。

(5) 当該局舎内に設置している大気自動測定機の種類、メーカー及び型式は以下のとおりである。

| 大気自動測定機の種類 | メーカー | 型式 |
|---------------------|------------|------------|
| 窒素酸化物自動測定機 | 紀本電子工業株式会社 | NA-721 |
| 二酸化硫黄及び浮遊粒子状物質自動測定機 | 紀本電子工業株式会社 | SAP-700 |
| 微小粒子状物質自動測定機 | 紀本電子工業株式会社 | PM-712 |
| オゾン自動測定機 | 株式会社堀場製作所 | APOA-3700R |

(6) 本仕様書に疑義が生じた場合や本仕様書以外の項目については、必要の都度、甲と乙が協議のうえ実施するものとする。